さんじょうし しょう
 ひと
 とも じぶん

 三条 市障 がいのある人 もない人 も共に自分らしく

 本

じょうれい しゅし かいせつとう ためのまちづくり条 例の趣旨・解説等

さんじょうし しょう ひと ひと とも じぶん く 三 条 市障 がいのある人 もない人 も共に自分らしく暮らすためのま
じょうれい ちづくり条 例
だい しょう そうそく だい じょう だい じょう 第1章 総則(第1条・第2条)
もくてき だい 1 目的(第 1
じょう 条)
• • • • • • • • • • 3
ていぎ だい 2 定義(第 2
じょう 条)
• • • • • • • • • • 3
だい しょう きほんりねんおよ せきむとう だい じょう だい じょう 第 2章 基本理念及び責務等 (第 3条 -第 5条)
きほんりねん だい 3 基本理念(第 3
じょう 条) ・・・・・・・・5
し せきむ だい 4 市の責務(第 4
じょう 条) ・・・・・・・5
しみんおよ じぎょうしゃ やくわり だい 5 市民及び事業 者 の役割 (第 5
じょう 条) ・・・・・・・・6

だい しょう さべつ かいしょう だい じょう だい じょう 第 3 章 差別の解消 (第 6 条 一第 13条)

	第1節 差別の禁止
6	さべつ きんし だい 差別の禁止 (第 6
じょう	• • • • • • • • • 7
	ごうりてきはいりょ ていきょう だい 合理的配慮の提供(第7
じょう 条	9
	だい せつ さべつ じごたいおうさく 第2節 差別の事後対応策
8	そうだん だい 相 談 (第 8
じょう 条	
•	• • • • • • • • 9
9	じょげんまた もうした だい 助言 又はあっせんの申 立て(第 9
じょう 条	• • • • • • • • • 10
10	ちょうさ だい 調 査 (第10
じょう 条	
•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
11	じょげんまた 助言 又はあっせん(第 11
じょう 条	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
12	かんこくおよ じじつ こうひょう だい 勧告 及び事実の公表 (第 12
じょう 오	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

ちょうせいいいんかい 13 調整委員会	
^{じょう} 条)	••••••12
だい しょう きょうt 第 4 章 <u>共</u>	いしゃかい じつげん む きほんしさく だい じょう : 社会 の実現 に向けた基本施策(第 14条 -
だい じょう <u>第 20条)</u>	
_{じょうほう} 14 情 報 ・コミニ	しえん だい ニケーション支援(第 14
じょう 条)	• • • • • • • • • 13
しゅうちけいはつ し 15 周知啓発の	
じょう 条)	• • • • • • • • • • 13
しゃかいさんか そく 16 社会参加の促	
_{じょう} 条)	• • • • • • • • • 14
こうりゅうきかい そ 17 交 流 機会の	
^{じょう} 条)	• • • • • • • • • • 14
しんりてきしえん た 18 心理的支援(ご	い 第 18
じょう 条)	• • • • • • • • • • 14
にんしょう だい 19 認 証 (第19	
じょう 条)	
	1.5

きょうぎかい せっち だい 20 協議会の設置(第20 じょう条) • • • • • • 15 だい しょう ざっそく 第5章 雑則 いにん だい 21 委任(第21 じょう条) • • • • • • • • • • 15 けんとうけいか 検 討経過 とう **等** • • • • • • • • • • 16 かしょう しょう しゃ ごうりてきはいりょじょうれい じょうれいせいていけんとう「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討 いいんかいせっちようこう 委員会設置要綱 ・・・・・・17 かしょう しょう しゃ ごうりてきはいりょじょうれい じょうれいせいていけんとう「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討

いいんかいいいんめいぼ

委員会委員名簿・・・・・・19

だい しょう そうそく 第 1 章 総 則

もくてき (目的)

第 1 条 この条 例 は、本市における差別の解 消 の推進 に かん きほんりねん さだ し しみんおよ じぎょうしゃ せきむ やくわり 関し基本理念を定め、市、市民及び事業者 の責務や役割 を あき 明らかにするとともに、障 害 を理由とする差別の解 消 の推 進 かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第 じょう きてい そうだんおよ ふんそう ぼうしまた かいけつ たいせい 14条 に規定する相談及び紛争の防止又は解決 のための体制 せいびなら ほうだい じょう きてい の整備並びに法第15条 に規定する啓発活動の実施に関し ひつよう じこう さだ の要備立びに法第15条 に規定する啓発活動の実施に関し ひつよう じこう さだ に規定する さく にようがいのある人もない人も共に自分らしく暮らすことのできる社会(以下「共生社会」とい こつげん きょうの 実現に寄与することを目的とする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説】

- もくてき じょうれい めざ しゃかい めいかく
 ・「目的」は、この条 例において目指すべき社会 を明確 にし、ど ほうこうせい しさく すいしん きてい のような方向性で施策を推進するのかを規定するものです。
- しょう ひと だい じょうだい ごう 「 障 がいのある 人 」とは、第 2 条 第 3 号 のとおりです。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ 第 2条 この条 例 において、次 の各号 に掲げる用語の意義は、 とうがいかくごう さだ 当該 各号 に定めるところによる。

- しょう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう (1) 障がい 身体 障 がい、知的障 がい、精神 障 がい、 はったつしょう なんびょう きいん しょう た しんしん きのう 発達 障 がい、難病 に起因する障 がいその他の心身 の機能 しょう の障 がいをいう。
- しゃかいてきしょうへき しょう にちじょうせいかつ (2) 社会的 障 壁 障 がいがあることにより、日常 生活 また しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい 又は社会 生活 を営 む上 で 障 壁となるような社 会におけ じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさい る事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- しょう
 ひと
 しゃかいてきしょうへき
 にちじょうせいかつまた

 (3) 障がいのある人
 社会的障壁により、日常生活又は

 しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい もの
 さく生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4) 不当な差別的 取 扱 い 障 がいのある人 に対して正当 なりゆう しょう またしょう かんれん じゅうりゅう 理由なく、障 がい又は障 がいに関 連する事由を理由として、しょう ひと はいじょ はいじょ がいのある人 を排除 すること、その権利の行使を制限 すること、その権利を行使する際 に条 件を付けることその他の障 ひと たい ふり とりあつか がいのある人 に対して不利な取 扱 いをすることをいう。
- でうりてきはいりょ しょう ひと じんかく じんけんおよ いこう (5) 合理的配慮 障 がいのある人の人格、人権 及び意向を そんちょう しょう ひと せいべつ ねんれいおよ しょう じょう 尊重 し、障 がいのある人の性別、年齢 及び障 がいの状 たい おう しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう てきせつ態に応じた社会的障 壁の除去 について、必要 かつ適切 な そち しゃかいつうねんじょう じっし ともな ふたん かじゅう 措置(社会 通念 上 その実施に伴 う負担が過重 になるもの

^{のぞ} こう を除く。)を講ずることをいう。

- ****
 (6) 差別 不当な差別的 取 扱 いをすることにより障 がいのあ

 ひと けんりりえき しんがい また ごうりてきはいりょ ていきょう
 る人 の権利利益を侵害 すること又は合理的 配慮 の提供 を
 しないことをいう。
- じぎょうしゃ しない えいりもくてき また ひえいりもくてき (7) 事業者 市内において営利目的 であるか又は非営利目的 であるかを問わず事業 を行 う個人及び法人 その他の団体 をいう。
- (8) 障がいの社会 モデル 障がいのある人が日常 生活 また しゃかいせいかつ すっぱい は、障がいのみに起因す とものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説】

じょうれい ようご ていぎ さだ この条 例 における用語の定義を定めるものです。

しょう (1) 障 がい

しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう しょうがいしゃ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)や障害者 きべつかいしょうほう はったつしょう せいしんしょう ふく 差別解消法では、「発達障がい」は精神障がいに含むと されていますが、障がいに対する理解の促進の観点から へいれつひょうき 並列表記としました。

なんびょう にちじょうせいかつ いってい せいげん 「難病」については、日常生活において一定の制限や

せいやく しょう げんじょう ふ とくせい りかい そくしん 制約 が生 じている現 状 を踏まえ、特性 への理解の促進 のかんてん なんびょう きいん しょう へいれつひょうき 観点 から「難病 に起因する障 がい」として並列 表記 としました。

しんしん きのう しょう まんせいしっかん しんしんきのう 「心身 の機能の障 がい」は、慢性 疾患 による心身 機能の しょう でちょうしょじ うむ と はばひろ とら 障 がいのほか、手帳 所持の有無を問わず幅 広 く捉えていくた めのものです。

しゃかいてきしょうへき(2) 社会的障壁

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃさべつかいしょうほう どうよう ていぎ 障 害者基本法や障害者差別解消 法と同様に定義するものです。

しょう ひと (3) 障 がいのある人

はまりっとう しょう ひと だんぞくてき にちじょう 法律 等において、障 がいのある人は、断続的 に日常 せいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい 生活 又は社会 生活 に相当 な制限 を受ける状 態にあるも でいぎ れい おお せいどうんよう ていぎ のと定義される例が多いところですが、制度運用 のための定義で はないことから、「断続的」といった表 現を削りました。

ふとう さべつてきとりあつか (4) 不当な差別的 取扱 い

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと さくてい しょうがい りゅう 障 害者差別解消 法に基づき策定 された「障 害を理由 さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん どうし せつめいとする差別の解消 の推進 に関する基本方針 」と同旨の説明 きてい を規定しています。

ごうりてきはいりょ (5) 合理的 配慮

さべつ (6) 差別

「差別」については、障害者基本法や障害者差別解消 害者 基本法や障害者差別解消 害者 基本法や障害者差別解消 法において定義規定は設けられていませんが、何が差別に当たるのかを明確にするため、障害者差別解消法では、「不当なさべつてきとりあつかおよごうりてきはいりょるでつてきとりあっかおよごうりてきはいりょるでいてきとりあっかおよびうりてきはいりょんでできとりあったおり、それを規定するものです。

じぎょうしゃ (7) 事業者

しない いってい もくてき だうしゅ こうい はんぷくけいぞく 市内で一定 の目的 をもって同種 の行為を反復 継続 しておこな さ えいり ひえいり べつ と ひえいり かつどう うものを指し、営利・非営利の別 は問いません。非営利の活動 おこな ほうじん じちかい を行 っているNPO法人 や自治会、PTAのほか、サークルなども含まれます。

しょう しゃかい (8) 障 がいの社会 モデル

障がいを個人の心身機能による個人的な問題としてとらかんがかた あたである「医学モデル」に対し、障がいは社会(モルルきょう とがいな社会(モルルきょう じんてきかんきょうとう こじん しんしんきのうしょう がいが 環境 、人的環境 等)と個人の心身機能の障がいがあい だされる社会全体 の問題 として捉える考えかた すんだい といい、今日の障がいの概念 は医学モデルから社会 モデル」といい、今日の障がいの概念 は医学モデルから社会 モデルに変化していることを踏まえ、その考え方をきてい 規定するものです。

だい しょう きほんりねんおよ せきむとう 第 2 章 基本理念及び責務等

きほんりねん (基本理念)

だい じょう じょうれい さべつ かいしょう つぎ かか じこう 第3条 この条 例による差別の解消 は、次に掲げる事項を きほんりねん すいしん 基本理念として推進 するものとする。

- しみん しょう うむ ひと きほんてきじんけん (1) 市民は、障 がいの有無にかかわらず、等しく基本的 人権 を きょうゆう こじん そんちょう ちいき じりつ せいかつ いとな 享 有する個人として尊重 され、地域で自立した生活 を営 けんり ほしょう む権利が保障 されること。
- (2) 障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、 けいざい ぶんか た ぶんや かつどう さんか きかい かくほ 経済、文化その他あらゆる分野の活動 に参加する機会が確保されること。
- し しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと い およ お 市、市民及び事業者 は、障がいのある人 の生きづらさ及び想 りかい ごうりてきはいりょ せきむ (おも)いを理解し、合理的 配慮 をするよう、それぞれの責務や やくわり は 役割 を果たすこと。
- (4) 障がいのある人は、障がいがあることに加え、性別、年齢 たまういん とく こんなん じょうきょう お に置かれている場合に な、その他の要因により特に困難な状況 に置かれている場合に は、その状況 に応じた適切な配慮がなされること。
- しょう ひと かのう かぎ げんご しゅわ ふく た で がいのある人 は、可能な限り、言語 (手話を含む。) その他 いし そつう しゅだんお じょうほう しゅとくまた りょう の意思疎通のための手段 及び情 報 の取得 又は利用のためのしゅだん きかい かくほ いし けってい 手段 についての選択 の機会が確保されるとともに、意思決定 を

おこな こんなん ばあい ひつよう しえん う 行 うことが困難 な場合には必要 な支援が受けられること。

- さいがいじ しょう ひと あんぜん かくほ (7) 災害 時において障 がいのある人 の安全 を確保するため、 ちいき さいがいじ しえんたいせい せいびおよ さいがいじ 地域における災害 時の支援体制 の整備及び災害 時における てきせつ しえんかつどう おこな 適切 な支援活動 が行 われること。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説】

- しょう りゅう さべつ ぜんてい かんが かた ・ 障 がいを理由とする差別をなくすための前提 となる考 え方 に きてい ついて規定するものです。
- しょうがいしゃきほんほう さんこう すべ しょう ひと さべつ で 害者 基本法 を参考 に、全ての障 がいのある人 が、差別を ちいきしゃかい じりつ せいかつ おく 受けることなく、地域 社会 において自立した生活 を送ることを きほん まてい 基本とすることを規定しています。
- た よういん こくせき じんしゅ ひんこん ぎゃくたい ・ (4)の「その他の要因 」には、国籍 、人種 、貧困 、虐 待 など ふく が含まれます。

し せきむ (市の責務)

だい じょう し きほんりねん さべつ かいしょう すいしん 第4条 市は、基本理念にのっとり、差別の解 消を推進すると きょうせいしゃかい じつげん しさく すいしん ともに、共生社会を実現するための施策を推進しなければならない。

し ぜんこう しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう 2 市は、前項 の施策の推進 に必要 な財政 上 の措置を講 ずるっと よう努めるものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- し ちほうじちほう だい じょう だい こう ふつうちほうこうきょう ・ 「市」とは、地方自治法第 1条 の3第 2項 の普通地方公共 だんたい し さ 団体 としての市を指します。
- きょうせいしゃかい じつげん しさく だい しょう きてい ・共 生 社会 を実現 するための施策については、第 4章 に規定 きほんしさく さ する基本施策を指します。

しみんおよ じぎょうしゃ やくわり (市民及び事業者 の役割)

だい じょう しみんおよ じぎょうしゃ しょう しょう かい のある人 及び 第 5条 市民及び事業者 は、障 がい、障 がいのある人 及び しょう がいの社会 モデルに関する理解を深めるとともに、差別を かいしょう とりくみ し いったい おこな っと 解消 する取組 を市と一体 となって行 うよう努めるものとす

る。

2 市民及び事業者 は、障 がいのある人 の生きづらさ及び想いを りかい しょう ひと こうりゅう ふか っと 理解し、障 がいのある人 との交流 を深めるよう努めるものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- ・ じょう りゅう さべつ かいしょう しょう ひと せいかつ ではなく、 市民の自発性 により行 われるべきであるという考え ではかん ひつよう かんが まこな から、努力 義務として定めています。

だい しょう さべつ かいしょう 第 3 章 差別の解消

だい せつ さべつ きんし 第 1 節 差別の禁止

さべつ きんし (差別の禁止)

だい じょう なんぴと さべつ 第6条 何人 も、差別をしてはならない。

- しまた じぎょうしゃ しょう ひと たい つぎ かか こうい 2 市又は事業 者は、障 がいのある人 に対し、次 に掲げる行為を してはならない。
 - ふくし ていきょう ばあい おこな つぎ かか (1) 福祉サービスを提供 する場合において行 う次 に掲げる こうい 行為
 - ぶくし
 りよう かん てきせつ そうだんおよ しえん おこな

 ア 福祉サービスの利用に関する適切 な相談 及び支援が行 われることなく、障 がいのある人 の意思に反して、入 所 施設に

 はん にゅうしょしせつ かと いし はん にゅうしょしせつ かと いし はん にゅうしょしせつ おおことなく、障 がいのある人 の意思に反して、入 所 施設に

 おける生活 を強 制 すること。
 - せいとう りゅう ふくし ていきょう きょひ また せいげん イ 正当 な理由なく、福祉サービスの提供 を拒否し、又は制限 すること。
 - (2) 医療 を提供 する場合において行 う次 に掲げる行為 医療 を提供 する場合において行 う次 に掲げる行為 ではあい のぞ しょう ひと ア 法令 に特別 の定めがある場合を除き、障 がいのある人 のいし はん ちょうきかん にゅういん た いりょう う 意思に反して長期間 の入院 その他の医療 を受けることをきょうせい また かくり 強 制 し、又は隔離すること。
 - せいとう りゅう いりょう ていきょう きょひ また せいげん イ 正当 な理由なく、医療 の提供 を拒否し、又は制限 するこ

と。

- しょうひん はんばいまた ていきょう ばあい (3) 商品 の販売 又はサービスの提供 をする場合において、せいとう りゅう しょうひん はんばいまた ていきょう きょひ 正当 な理由なく、商 品の販売 又はサービスの提供 を拒否 また せいげん し、又は制限 すること。
- ろうどうしゃ こよう ばあい おこな つぎ かか こうい(4) 労働者を雇用する場合において行 う次に掲げる行為
 - ア 労働者の募集 又は採用 に当たり、正当 な理由なく、 おうぼまた さいよう きょひ また せいげん 応募又は採用 を拒否し、又は制限 すること。
 - せいとう りゅう ちんぎん ろうどうじかん はいち しょうしん こうかく イ 正当 な理由なく、賃金 、労働時間、配置、昇 進、降格 、きょういくくんれん ふくりこうせい た ろうどうじょうけん ふり 教 育訓練 、福利厚生 その他の労働条 件について不利なとりあつか 取扱 いをすること。
 - せいとう りゅう かいこ また たいしょく きょうせい ウ 正当 な理由なく、解雇し、又は退職 を強 制 すること
- きょういく おこな ばあい おこな つぎ かか こうい (5) 教 育を行 う場合において行 う次 に掲げる行為
 - しょう ひと ひつよう みと てきせつ しどうおよ しえん ア 障 がいのある人 に必要 と認められる適切 な指導及び支援 う きかい ていきょう を受ける機会を提供 しないこと。
 - しょう ひとも ほごしゃ がっこうきょういくほう しょうわ 障がいのある人 若しくはその保護者 (学校 教 育 法 (昭和 ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい ほごしゃ いか 22年 法律 第 26号)第 16条 に規定する保護者をいう。以下 おな いけん き しんちょう また 同じ。)の意見を聴かず、若しくは意思を尊重 せず、又はこれらもの ひつよう せつめい おこな にゅうがく がっこう どうほうの者 に必要 な説明 を行 わずに、入 学 する学 校 (同法 だい じょう きてい がっこう けってい 第 1条 に規定する学 校 をいう。)を決定 すること。

- ふとくていたすう もの りょう きょう たてもの た しせつ (6) 不特 定 多数の者 の利用に供 されている建 物 その他の施設 また こうきょうこうつうきかん しょう ひと りよう ばあい 又は公 共 交通 機関を障 がいのある人 が利用する場合においせいとう りゅう りよう きょひ また せいげん て、正当 な理由なく、その利用を拒否し、又は制限 すること。
- ふどうさん とりひき おこな ばあい しょう ひとまた (7) 不動産 の取引 を行 う場合において、障 がいのある人 又はしょう ひと どうきょ もの たい せいとう りゆう 障 がいのある人 と同居 する者 に対して、正当 な理由なく、ふどうさん ばいばい ちんたい てんたいまた ちんしゃくけん じょうと きょひ 不動産 の売買 、賃貸 、転 貸 又は賃 借 権 の譲 渡を拒否し、また せいげん 又は制 限 すること。
- ぜんかくごう かか せいとう りゆう しょう (8) 前 各 号 に掲げるもののほか、正 当 な理由なく、障 がいの ひと くべつ はいじょ せいげん たさべつ ある人 を区別し、排除 し、制限 し、その他差別すること。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

・「正当な理由なく」という記載がない事項については、法令等に よりその実施が求められているものであり、理由の有無にかかわらず してはならないものです。

- せいとう りゅう つぎ りゅう ・「正当な理由」とは、次のような理由です。
 - ふくし ていきょう ばあい (1) 福祉サービスを提供 する場合

びょうじょう あっかとう たいちょう くず ばあい いりょう 病 状 の悪化等により体調 を崩した場合であって、医療とう てきせつ そち ちゅうだん じ等 の適切 な措置をとるためにサービスを中 断 するとき」、「事 ぎょうしょ りょうていいん りょう もうしこ おう ばあい 業 所 の利用定員 により利用の申 込みに応じられない場合」 かんが えられます。

いりょう ていきょう ばあい (2) 医療 を提供 する場合

しょうひん はんばいまた ていきょう ばあい(3) 商 品 の販売 又はサービスを提 供 する場合

^{ひつよう} 必要があります。

ろうどうしゃ こよう ばあい (4) 労働者 を雇用する場合

事業者 にはどのような者 をどのような条 件 で雇用するかといった「採用 の自由」があります。この条 例 において、事業 はしに に がいのある人 の採用 を義務付けるものではありませんが、障がいのある人 に対する一定 の配慮 を求めています。 そなか で、正当 な理由とは、「補助機器の活用 や勤務形態 の緩和とう おこな ったにもかかわらず、業 務の本質 に当たる部分が行えない場合」、「配置転 換 等 による雇用の継続 に努めたにもかかわらず、業 務を適切 に遂行 することができないと認められるばあい かんが 場合」などが考 えられます。

きょういく おこな ばあい (5) 教育 を行 う場合

> きょういく がっこうきょういく さ ここでの教 育 は、学 校 教 育 を指しています。

 ふとくていたすう もの りょう きょう たてもの た しせつ

 (6) 不特定 多数の者 の利用に供されている建物 その他の施設を

 しょう ひと りよう ばあい 障 がいのある人 が利用する場合

「車 いすによる通行 が施設等を損傷 させてしまう可能性 がある場合」、「道路の幅を広げる等の施設改修 により代替 なかのう ぶんかてき かち そこ ばあいまた しせつ 不可能な文化的 な価値を損ねてしまう場合又は施設そのもののきのう そこ ばあい しせつ ろうきゅうか しょう 機能が損なわれてしまう場合」、「施設の老 朽 化のため、障 が

ひと あんぜんせい かくほ ばあい かんがいのある人 の安全性を確保できない場合」などが考 えられます。

こうきょうこうつうきかん しょう ひと りよう ばあい (7) 公 共 交通 機関を障 がいのある人 が利用する場合

「SL車 両 等 の観光 車 両 を導入 しようとした場合であって、車 両 内通 路の幅を広げる等の改修 を行 うとだいたいふかのう ぶんかてき かち そこ 代替 不可能な文化的 な価値を損ねてしまうとき」などが考 えられます。

ふどうさん とりひき おこな ばあい(8) 不動産 の取引 を行 う場合

不動産 の売買 、賃 貸 借 等 において、その所 有 者 が自由 あいてがた えら けいやくていけつ けいやくじゆう げんそく に相手方 を選び契約 締結 することは、「契 約 自由の原則 」として認められています。しかし、障 がいのある人 が住 居 を確保 することは、地域で暮らすために必須であるため、障 がいのある ひと たい いってい はいりょ もと 人 に対する一定 の配慮 が求められます。その中 で、正当 なりゆう たてもの ぶつりてき こうぞうじょう くるま なか 理由とは、「建物 の物理的 な構造 上 、車 いすでは中にはい ばあい かんが 入れない場合」などが考 えられます。

しがい りょこうしゃとう しない さべつ う ばあい じょうれい 市外からの旅 行 者 等 が、市内で差別を受けた場合は、この条 例 たいしょう しみん しがい さべつ う ばあい じょうの対 象 になりますが、市民が市外で差別を受けた場合は、この条 れい たいしょう 例 の対象 にはなりません。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと けんりりえき 第7条 市、市民及び事業 者は、障 がいのある人 の権利利益 こんがい を侵害 することのないよう、合理的 配慮 を行 わなければならない。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- し しみんおよ じぎょうしゃ たい ごうりてきはいりょ ていきょう ぎむづ・市、市民及び事業 者に対して合理的配慮 の提供 を義務付けるものです。
- ・障害者差別解消法の令和3年6月の法改正により、これ ・障害者差別解消法の令和3年6月の法改正により、これ どりょくぎむ じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう まで努力 義務であった事業者による合理的配慮の提供が ぎむか こうふご ねんいない しこう 義務化(公布後3年以内に施行)されますが、事業者だけでなく しみん たい どうよう ぎむづ 市民に対しても同様に義務付けるものです。

だい せつ さべつ じごたいおうさく 第 2節 差別の事後対応策

そうだん (相談)

だい じょう なんぴと しまた し いたく そうだんきかん いか そうだん 第8条 何人 も、市又は市が委託する相談 機関 (以下「相談 きかん たい つぎ かか じこう そうだん 機関」という。) に対し、次 に掲げる事項について相談 することができる。

きべつ かん (1) 差別に関すること。

- ふとう さべつてきとりあつか かん(2) 不当な差別 的 取 扱 いに関すること。
- ごうりてきはいりょ かん (3) 合理的 配慮 に関すること。
- しょう ひと たい しょう りゅう げんどう (4) 障 がいのある人 に対する障 がいを理由とする言動 であっとうがいしょう ひと ふかい ねん お て、当該 障 がいのある人 に不快の念 を起こさせるものに かん 関すること。
- しまた そうだんきかん ぜんこう きてい そうだん う ばあい 1 市又は相談 機関は、前項 の規定による相談 を受けた場合は、 じじつ かくにん すみ おこな ひつよう おう つぎ 事実の確認 を速やかに行 うとともに、必要 に応じて次 に かか たいおう おこな 掲げる対応 を行 うものとする。
 - (1) 前項 の相談 をした者 (以下「相談者」という。)、障 がい ひとまた しえんしゃ しょう ひと ほごしゃ ほごしゃいがい のある人 又は支援者 (障 がいのある人 の保護者、保護者以外の かぞく た とうがいしょう ひと しえん もの なか 家族その他の当該 障 がいのある人 を支援する者 をいう。以下 おな たい ひつよう せつめいおよ じょうほう ていきょう おこな 同じ。) に対し、必要 な説明 及び情 報 の提供 を行 うこと。
 - そうだんしゃ しょう ひとまた しえんしゃ たい そうだん (2) 相談者 、障 がいのある人 又は支援者 に対し、相談 に かんけい ぎょうせいきかんまた りょう せいど しょうかい 関係 する行 政 機関又は利用できる制度を紹 介 すること。
 - そうだん かんけい ぎょうせいき かんまた りょう せいど じっし(3) 相談 に関係 する行 政機関 又は利用できる制度の実施 しゅたい そうだん かか じじつ つうち 主体 へ相談 に係る事実を通知すること。
 - そうだん かか とうじしゃ しゅちょう ちょうしゅ りがい ちょうせい た (4) 相談 に係る当事者 の主 張 の聴 取、利害の調 整 その他 かいけつ む ちょうせい おこな 解決 に向けた調 整 を行 うこと。
 - そうだんしゃ しょう ひとまた しえんしゃ たい じじょうだい (5) 相談者、障がいのある人又は支援者に対して次条第1

こう きてい もうした しえん 項に規定する申 立ての支援をすること。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- ・実際 に差別が起きた場合、差別を受けた方と差別を行ったとされる方、双方 がお互いを理解し合って解決 することは困難 で こうへいちゅうりつ たちば そうだん おう そうだんきかんおよす。そのため、公 平 中 立 な立場で相談 に応じる相談 機関及び ちょうせいいんかい だい じょう せっち そうほう あいだ はい じご調 整 委員会 (第 13条)を設置し、双方 の間 に入って事後 解決 を図ることを基本としつつ、調 整 できなかった場合は、きぼう おう じょげんまた もうした しえん おこな 希望に応じて助 言 又はあっせんの申 立ての支援を行 うことをきてい 規定するものです。
- ・だい こうだい ごう しいじぎょうしゃ さべつ かん じこう だい 第 1項 第 1号 は、市・事業 者 における差別に関する事項、第 2号 及び第 3号 は、一般 私人の関係 を含む不利益な取扱 い・ごうりてきはいりょ かん じこう だい ごう いっぱんしじん かんけい ふく 合理的 配慮 に関する事項、第 4号 は、一般 私人の関係 を含む 「障 がいのある人 に対する障 がいを理由とする言動 であって、とうがいしょう がいのある人 に不快の念 を起こさせるものに関すること (ハラスメント)」を想定 しています。
- だい こう し いたく そうだんきかん し そうだんしえんじぎょう いたく ・第 1項 の「市が委託する相談 機関」は市が相談 支援事業 を委託 そうだんしえんじぎょうしょ さ そうだんきかん しょう する相談 支援事業所 を指します。相談 機関では、障 がいのしゅべつ そうだん ないよう と すべ そうだん おう 種別 、相談 の内容 を問わず、全ての相談 に応じます。
- だい こうだい ごう そうだん もの しまた じぎょうしゃ ・第 2項 第 1号 の「相談 をした者 」とは、「市又は事業 者 におけ

- さべつ いっぱんしじん かんけい さべつ かか すべ そうだんしゃる差別」と「一般 私人の関係 における差別」に係る全ての相 談 者 きょうだんしゃ とくめい ばあい じじつかくにん こんなんを指します。なお、相 談 者 が匿名 の場合、事実確認 が困難 であ だい じょう だい じょう きてい たいおう たいしょうがいるため、第 9条 から第 12条 に規定する対応 の対 象 外 になります。
- ・第2項第2号の「関係する行」政機関」としては、法務局ののじんけんようごぶしょううどうきじゅんかんとくしょにいがたけんちゅうおうふくしそうだん人権 擁護部署、労働 基準 監督署、新潟県中央福祉相談をンター、新潟県配偶者暴力 相談支援センターなどが考えられ、「利用できる制度」としては「法テラス(法律相談をもいって、「利用できる制度」としては「法テラス(法律相談をもいって、「利用できる事項)」や「成年後見制度」などを想定しています。また、第3号は、相談者に行政機関等を紹介したがます。また、第3号は、相談者に行政機関等を紹介したはあいます。また、第3号は、相談者に行政機関等を紹介したはあいます。また、第3号は、相談者に行政機関等を紹介したはあいます。

きのう くわ しょう しゃさべつかいしょう ぎゃくたいぼうし 機能を加え、「障 がい者 差別解 消 ・虐 待 防止 センター ふくしか たいおう よてい (福祉課)」として対応 していく予定です。

じょげんまたは もうした (助言 又はあっせんの申 立て)

だい じょう そうだんしゃ しょう ひとまた しえんしゃ ぜんじょうだい 第 9条 相談者、障がいのある人 又は支援者は、前条 第 2項第 4号の規定による調整後も、なお解決されない場合は、市に対し、その解決のために必要な助言 又はあっせんの申 たて(以下「申立て」という。)をすることができる。

- 2 支援者 が申 立てをしようとする場合において、前 条 第 1 項 をうだん とうじしゃ いか とうじしゃ の相談 の当事者 (以下「当事者」という。)である障 がいのある ひと いし はん あき 人 の意思に反することが明らかであると認められるときは、申 立てをすることができない。
- つぎ かくごう がいとう だい こう もうした 3 次 の各号 のいずれかに該当 するときは、第 1項 の申 立てを することができない。
 - ぎょうせいふふくしんさほう へいせい ねんほうりつだい ごう た (1) 行 政 不服審査法 (平成 26年 法律 第 68号) その他の ほうれい しんさせいきゅう た ふふくもうした また 法令 により審査請 求 その他の不服申 立てができるとき又は とうがいふふくもうした きかん けいか 当該 不服申 立てができる期間が経過したとき。
 - (2) 申 立ての原因 となる事実のあった日 (継続 する行為にあ こうい しゅうりょう ひ ねん けいか っては、その行為の終 了 した日)から3年 を経過していると

き (3年 を経過するときまでに申 立てをしなかったことにつき え りゅう のぞ やむを得ない理由があるときを除く。)。

げん はんざい そうさ たいしょう (3) 現に犯罪 の捜査の対象 となっているとき。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- そうだんきかん そうほう ちょうせい おこな かいけつ はか 相談 機関が双方 の調 整 を行 ったにもかかわらず解決 が図らばあい し たい じょげんまた もうした れなかった場合、市に対し、助言 又はあっせんの申 立てをすることができることを規定するものです。
- だい こう しえんしゃ もうした とうじしゃ いし・第 2項 の支援者 による申 立ては、あくまでも当事者 の意思を そんちょう ぜんてい 尊重 したものであることが前提 になります。
- じょげん かんけいしゃ いっぽう たい こうせい ちゅうりつ たちば・「助言」とは、関係者 の一方 に対して、公正 ・中 立 な立場 おこな かいけつあん ていじ から行 う解 決 案 の提示のことをいいます。
- かんけいしゃ そうほう たい こうせい ちゅうりつ たちば・「あっせん」とは、関係者 の双方 に対して、公正 ・中 立 な立場 おこな かいけつあん ていじ から行 う解 決 案 の提示のことをいいます。
- ・一般 私人の関係 における差別やハラスメントは、助言 又はあっせんの関係 における差別やハラスメントは、助言 又はあっせんの申 立ての対象 にはなりません。隣人 関係 の場合は、どちらの言い分が正しいのかの特定 が困難 であり、こうした一般しじん あいだ けんりぎむ かんけい 私人の間 での権利義務関係 については民法 により解決 を図るべきものであると考 えています。また、家族の場合は、虐 待にがいとう かんが ぎゃくたい きべつ また、家族の場合は、虐 待にがいとう かんが ぎゃくたい きゃくたい ぎゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃく また また ないとう かんが ぎゃくたい きゃくたい きゃく また また ないとう かんが ぎゃくたい きゃくたい きゃく また また ながいとう かんが きゃくたい きゃくたい きゃく また また ないとう かんが きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃく また また また また また また ながいとう かんが きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃく またい きゃく またい きゃくたい きゃくたい きゃくたい きゃく また またい きゃく またい またいとう また また また また またいとり またいとう またい またいとう またいとう またいとり またいとう またいとり またいとう またいとう またいとり またいとう またいとう またいとう またいとう またいとう またいとう またいとり またいとう またいとう またいとう またい

たいおう 対応になります。

ちょうさ (調<u>査</u>)

だい じょう し もうした ばあい とうがいもうした かか 第 10条 市は、申 立てがあった場合は、当該 申 立てに係る じじっ ちょうさ おこな また そうだんきかん ひつよう ちょうさ 事実について調 査を行 い、又は相談 機関に必要 な調 査を おこな 行 わせることができる。

ぜんこう ちょうさ たいしょう もの せいとう りゅう ばあい 2 前項 の調 査の対象 となる者は、正当 な理由がある場合を のぞ どうこう ちょうさ きょうりょく 除き、同項 の調査 に協力 しなければならない。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- じょげんまた もうした ばあい おこな じじつちょうさ ・助言 又はあっせんの申 立てがあった場合に行 われる事実調査 erい について規定するものです。
- せいとう りゅう さいがい きゅうびょう ちょうき にゅういん せいめい 「正当 な理由」とは、災害 や急 病 、長 期入 院 など生命 しんたい きけん およ え じじょう ばあい さし や身体 に危険が及んでいるやむを得ない事情 がある場合を指します。

じょげんまた (助言 又はあっせん)

だい じょう し ぜんじょうだい こう ちょうさ けっか ひつよう 第 11条 市は、前条 第 1 項 の調査 の結果、必要 があると みと ばあい さんじょうししょう りゅう さべつかいしょう 認める場合は、三 条 市障 がいを理由とする差別解消 のため

ちょうせいいんかい いか ちょうせいいいんかい たい とうじしゃ の調 整 委員会 (以下「調 整 委員会 」という。)に対し、当事者 たい じょげんまた ようひおよ ないよう しもん に対する助言 又はあっせんの要否及び内容 について諮問するも のとする。

- 3 市は、調整委員会の意見を尊重 し、当事者に対し、 じょげんまた おこな 助言 又はあっせんを行 うものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- じょげんまた てつづき きてい ・助言 又はあっせんの手続 について規定するものです。
- * また まうした たいしょう ばあい かんけい ひぎょうしゃ じょげん また もうした たいしょう ばあい かんけい いいん 又はあっせんの申 立ての対象 となった場合には、関係 する委員 のぞいいん しんぎ ちゅうりつせい たもを除く委員で審議するなど、中 立性を保つこととしています。

かんこくおよ じじつ こうひょう (勧告 及び事実の公表)

だい じょう し ぜんじょうだい こう きてい じょげんまた 第 12条 市は、前条 第 3 項 の規定により助言 又はあっせんを おこな ばあい さべつ みと もの せいとう りゆう 行 った場合において、差別をしたと認められる者 が正当 な理由

じょげんまた したが ひつよう みと なくその助言 又はあっせんに従 わず、必要 と認めるときは、こ したが かんこく れらに従 うよう勧告 することができる。

- し ぜんこう きてい かんこく う もの せいとう りゅう ったは、前項 の規定による勧告 を受けた者 が正当 な理由なく とうがいかんこく したが ばあい ひつよう みと 当該 勧告 に従 わない場合において、必要 と認めるときは、そ むね こうひょう の旨を公表 することができる。
- 3 市は、前項 の規定による公表 をしようとする場合は、公表 かか もの たい に係る者 に対しあらかじめその旨 を通知し、その者 又はその だいりにん いけん の きかい あた 代理人 に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これ もの せいとう りゅう し さだ きじつ いけん の らの者 が正当 な理由なく市の定める期日までに意見を述べない ばあい ただ ぜんこう きてい こうひょう 場合は、直ちに前項 の規定による公表 をすることができる。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- し かんこくおよ じじつ こうひょう きてい 市による勧告 及び事実の公表 について規定するものです。
- ひつよう みと ひじょう あくしつ さべつ おこな ばあい 「必要 と認めるとき」とは、非常 に悪質 な差別を行 った場合を いいます。
- ・公表 する内容 は、勧告 を受けた事業 者等の氏名や住 所、かんこく ないよう そうてい 勧告 の内容 を想定 しています。また、これは最終 的な対応 であり、社会的制裁 の機能を有することから、公表 に際し、あかんこく う もの たい いけんちんじゅつ きかい ふよらかじめ勧告 を受けた者 に対して意見 陳述 の機会を付与することとしています。

ちょうせいいいんかい せっちとう (調整委員会の設置等)

だい じょう し さべつ かか ふんそう かいけつ はか もくてき 第 13条 市は、差別に係る紛争 の解決 を図ることを目的 とし ちょうせいい いんかい せっち て、調 整 委員 会 を設置する。

- ちょうせいい いんかい
2しょしょう
で
調整
要員会が所掌
する事務は、第11条
第1項の規定
しもん
による諮問に応じて審議することとする。
- ぜん こう さだちょうせいい いんかい そしきおよ うんえい3 前 2項 に定 めるもののほか、調 整 委員 会 の組織及び運営かん ひつよう じこう きそく さだに関し必要 な事項は、規則で定める。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- ふんそうかいけつきかん ちょうせいい いんかい きてい ・ 紛争 解決 機関である調 整 委員 会 について規定するものです。
- ちょうせいい いんかい じょげんまた もうした じあん さべつ ・調 整 委員 会 では、助言 又はあっせんの申 立て事案 が差別 に はんだん 当たるかどうかを判断 します。
- しもん だい じょうだい こう しんぎ もと・「諮問」とは、第11条 第1項の審議の求めをいいます。
- しんぎ だい じょうだい こう しんぎ ひつよう もの たい じじつ・「審議」とは、第 11条 第 2項 の審議に必要 な者 に対する事実 かくにん しんぎ 確認 ・審議をいいます。
- だい こう きそく さだ じこう いいんすう いいんこうせい かいちょう・第 3項 の「規則で定める」事項は、委員数、委員構成 、会 長 のせんしゅつ かん そうてい 選出 などに関することを想定 しています。

だい しょう きょうせいしゃかい じつげん む きほんしさく 第 4 章 共生 社会 の実現 に向けた基本施策

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

きょうせいしゃかい じつげん む しょう しゃけいかく しょう ふくし 共生 社会 の実現 に向け、障 がい者 計画 、障がい福祉 けいかくおよ しょう じふくしけいかく もと とりくみ にいがたけんふくし 計画 及び障 がい児福祉計画 に基づく取組 、また、新 潟 県 福祉 のまちづくり条 例 に基づく取 組 のほか、既存の障 がい福祉制度 とう ほかん ひつよう してん きてい 等によるサービスを補完するために必要 な視点を規定するものです。

じょうほう しえん (情報・コミュニケーション支援)

だい じょう し しょう ひと みずか せんたく いし そつう 第 14条 市は、障 がいのある人 が自 ら選択 する意思疎通の しゅだん りょう チ段 を利用できるよう、意思疎通の手段 の普及 啓発 及び利用 かくだい しえん の拡大 を支援するとともに、意思疎通に係る相談 の受付 及びしえん おこな 支援を行 うものとする。

- 2 市及び事業者 は、意思疎通を図ることが困難 な障 がいのあひと たい にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ ひつようる人 に対し、日 常 生活 又は社会 生活 を営 む上 で必要 なサービス及び情 報 を提 供 する場合並びに意思疎通を図ることが困難 な障 がいのある人 から情 報 を受ける場合は、その障が困難 な障 がいのある人 から情 報 を受ける場合は、その障がいの特性 を理解し、合理的 配慮 を行 うものとする。
- し しょう ひと じょうほう えんかつ しゅとく 3 市は、障 がいのある人 が情 報 を円滑 に取得 することがで

たよう いし そつう しゅだん じょうほう ていきるようにするため、多様な意思疎通の手段 による情 報 の提きょう つと に努めるものとする。

4 市は、災害時その他の緊急 時に、障 がいのある人 に対し、 とくせい おう しえん おこな いし そつう でと をへき がいの特性 に応じた支援を行 うとともに、意思疎通を はか こんなん しょう 図ることが困難 な障 がいのある人 に対し、その障 がいの とくせい おう じょうほうていきょう おこな 特性 に応じた情 報提供 を行 うものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係るしさく すいしん かんするほうりつ れいわ ねんほうりつだい ごう しゅし施策の推進に関する法律 (令和4年法律第50号)の趣旨を ないしょうほうていきょう いし そつう し しさく きてい 踏まえ、情報提供・意思疎通における市の施策について規定するものです。
- だい こう いし そつう しゅだん てんじ しゅわ ようやくひっき 第 1項 の「意思疎通の手段」とは、点字や手話、要約 筆記などを いし そつう かか そうだん うけつけおよ しえん しゅわほうしいん いい、「意思疎通に係る相談 の受付 及び支援」とは、手話奉仕員、ようやくひっきほうしいんとう はけん しえん 要約 筆記奉仕員 等 の派遣による支援などをいいます。
- ・第 4項 の「障 がいの特性 に応じた支援」とは、補助犬 同伴 に ひなん そうてい しゅわ ひつだん しゅし うご ゆびさ ふく よる避難の想定 のほか、手話、筆談 、手指の動き (指差しを含む。) ひょうじょう いし じょうきょう かくにん や表 情 などから意思や状 況 を確認 するためのコミュニケーション支援ボードなどにより意思疎通を図るとともに、必要 な情 はら しょう じょうたい おう ていきょう 報 を障 がいの状 態 に応じて提 供 していくものです。

しゅうちけいはつ じっし(周知 啓発 の実施)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しょう およ しょう 第 15条 市は、市民及び事業 者 の障 がい及び障 がいのある ひと たい りかい ふか しょう ひとまた しえんしゃ 人 に対する理解を深めるため、障 がいのある人 又はその支援者 が そしき だんたい きょうどう けいはつかつどう た ひつよう とりくみ 組織する団体 と協 働して、啓発 活動 その他必要 な取組 を すいしん 推進 するものとする。

2 市は、共に学び育ち合う教育 の重 要性を考慮 し、幼児、 じどう せいとまた がくせい しょう およ しょう ひと たい 児童、生徒又は学生 が障 がい及び障 がいのある人 に対する りかい ふか ひつよう とりくみ じっし 理解を深められるよう、必要 な取組 を実施するものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- しょう しょう ひと たい しみん りかい ふか ・ 障 がいや障 がいのある人 に対する市民の理解を深めるための しゅうちけいはつ さだ 周 知啓発 について定めています。
- しょう とくせい りかい そくしん あわ しんたいしょうがいしゃほじょけん 障 がいの特性 への理解の促進 と併せ、身体 障 害者補助犬 はう はりアフリー新法 などの趣旨、代筆 やタッチパネル操作支援 などを盛り込んだパンフレットの作成 のほか、障 がい自認のない まう ひび とりくみ そうてい 方にも響くような取組 などを想定 しています。
- だい こう そうごりかい すす うえ ようしょうき とりくみ 第 2項は、相互理解を進めていく上で、幼少期 からの取組 が きわ じゅうよう きほんてき かんが もと ひつよう とりくみ 極めて重 要であり、こうした基本的 な考 えの下、必要 な取組 すす きてい を進めていくことを規定するものです。

しゃかいさんか そくしん (社会 参加の促進)

だい じょう し しょう ひと ぶんか げいじゅつかつどう 第 16条 市は、障 がいのある人 が文 化芸 術 活 動、スポーツ、た かつどう さんか きかい かくほ レクリエーションその他の活 動 に参加する機会を確保するとともしょう ひと のぞ かつどう さんか しえん に、障 がいのある人 が望む活動 への参加を支援するものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

しょう うむ のぞ かつどう さんか かのう 障 がいの有無にかかわらず、望む活動 への参加を可能にしていく かつどうきかい かくほ あわ さんか ひつよう しえん ため、活動 機会の確保と併せ、参加するために必要 な支援をしてい きてい くことを規定するものです。

こうりゅうきかい そうしゅつ (交流 機会の創出)

だい じょう し しょう ひと ひと そうごりかい そくしん 第 17条 市は、障 がいのある人 とない人 との相互理解を促進 こうりゅうきかい そうしゅつまた かくだい はか ひつよう するための交 流 機会の創 出 又は拡大 が図られるよう、必要 とりくみ しえん な取組 を支援するものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

しょう たい そうごりかい すす しょう みぢか そんざい 障 がいに対する相互理解を進めるため、障 がいを身近な存在 と う と さまざま こうりゅうきかい そうしゅつ ひつようせい して受け止められるよう、様々 な交 流 機会の創 出 の必要性 と あわ じつげん む し しえん きてい 併せ、その実現 に向けて市が支援していくことを規定するものです。

しんりてきしえん (心理的 支援)

だい じょう し しょう ひと しょう ひと かぞくおよ 第 18条 市は、障 がいのある人、障 がいのある人 の家族及び もの かか もんだい なや たい これらの者 に関わる周囲 の者 の抱える問題 や悩みなどに対し、せんもんてき ちしき ぎじゅつ もち じょげん おこな こころ ふたん 専門的 な知識や技術 を用いて助言 を行 い、心 の負担 けいげん はか 軽減 を図るものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- しょう ふくし じゅっしえん ちゅうしん で がい福祉サービスでは自立支援が中 心 となっていることから、 しょう が なや たい 障 がいのある人 の生きづらさや周 囲の悩みに対するカウンセリ つう こころ ふたんけいげん はか こうどういよく そくしん ングを通じて心 の負担軽減 を図り、行動意欲を促進 していくものです。
- ・カウンセリングは、カウンセラーに話すことにより、気持ちが楽になる効果と併せ、自分を客 観視できることから、自分の抱えていた意もなったがが、かたこうどう パターンや環境 要因 などに気が付くことができます。さらに、カウンセラーからのアドバイスにより、体験をどのように捉え、今後自分がどう働いていったらよいのか、どうい生きていったらよいのか、ストレスにどのように対処 していったらよいのか、はきていったらよいのか、ストレスにどのように対処 していったらよいのか、高分をどうマネジメントしていくかということを習 得することができ、前に進んでいく上では不可欠な要素であると考えています。

にんしょう (認証)

だい じょう し きょうせいしゃかい じつげん む とりくみ せっきょくてき 第 19条 市は、共 生 社会 の実現 に向けた取組 を積 極 的 じっし じぎょうしゃ きょうせいしゃかいすいしんきぎょう にんしょう に実施する事業 者 を共 生 社会 推進 企業 として認 証 するものとする。

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

しょう ひと はいりょ とりくみ りかい ふか とりくみ おこな 障 がいのある人 に配慮 した取組 や理解を深める取組 を行 っ じぎょうしゃ しみん しゅうち もはん じぎょうしゃ おうえん ている事業 者を市民に周 知し、模範となる事業 者を応援する じれい しょうかい つう とりくみ すいしん とともに、事例の紹介を通じて取組を推進 していくものです。

きょうぎ かい せっち (協 議会 の設置)

だい じょう し ほうだい じょうだい こう きてい もと さんじょうし 第 20条 市は、法 第 17条 第 1項 の規定に基づき、三条市 ちいきじりつしえんきょうぎ かい いか きょうぎ かい せっち 地域自立支援協 議会 (以下「協 議会」という。)を設置する。

- きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ おこな 2 協 議会 は、次に掲げる事項について協 議を行 う。
 - さべつ かいしょう ひつよう とりくみ けんとうおよ ていげん (1) 差別を解消 するために必要 な取組 の検討 及び提言 にかん じこう 関する事項
 - さべつ かいしょう
 ひつよう しさく じっしじょうきょう かくにん

 (2) 差別を解消 するために必要 な施策の実施状 況 の確認

 およ みなお ていげん かん じこう及び見直しの提言 に関する事項

さべつ かいしょう とりくみ こうかてき えんかつ おこな (3) 差別を解消 する取組 を効果的 かつ円滑 に行 うために ひつよう じこう 必要 な事項

しゅし かいせつ 【趣旨・解説 】

- ほんじょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょうがいしゃさべつかい ・本条 は、障 害者差別解消 法に基づく、障 害者差別解 しょうしえんちいききょうぎ かい せっち きてい 消 支援地域協 議会 の設置について規定するものです。
- ・三条市 地域自立支援協 議会 は、障 害者の日常 生活 地域自立支援協 議会 は、障 害者の日常 生活 およ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 及び社会 生活 を総合的 に支援するための法律 (平成 17年 ほうりつだい ごう だい じょう まてい より、地域の障 がい福祉 第 123号)第 89条 の3の規定により、地域の障 がい福祉 に関するシステムづくりにおいて中 核的な役割 を果たす協 議の場として設置しているものです。こうした当該 協 議会 の機能を ないまえ、障 害者 差別解消 支援地域協 議会 を別に設けるのではなく、役割 を兼ねることで総合的な推進 を図っていくことと しています。

だい しょう ざっそく 第 5 章 雑則

いにん (委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう 第 21条 この条 例 に定めるもののほか、この条 例 の施行に かん ひつよう じこう きそく さだ 関し必要 な事項は、規則で定める。

検討経過等

1 タウンミーティングの実施

障がい者及びその保護者、自助活動団体等を対象に、「障がいを理由とした差別や偏見を感じた出来事」「日常生活において配慮がほしいと感じていること」をテーマに、タウンミーティングを行い、障がい者に対する差別事例のほか、現状及び課題を把握しました。

- (1) 実施対象 自助活動団体等 (7団体・個人 525人)
- (2) 実施期間 令和4年1月12日~3月31日
- (3) 実施方法 対面での意見交換及び書面による回答

2 「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会による検討

障がいのある方が、様々な場面において障がいを理由に諦めることなく自分らしい生き方 を選択できるような環境を整えることを目的とした(仮称)障がい者の合理的配慮条例の制 定に向けた検討を行うため、「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会を設 置し、条例案の取りまとめを行いました。

開催日		内容	
第1回	令和4年 5月27日	現状と課題の共有 (タウンミーティングの結果と各事業所等の現状の共有)	
第2回	7月29日	目指すべき姿とその実現に必要な視点① (差別だと受け取られる事象が生じる背景を踏まえた条 例の目的(目標)の整理)	
第3回	10月28日	目指すべき姿とその実現に必要な視点② (条例の名称、素案(規定する内容)の検討)	
第4回	12月23日	条例案の取りまとめ	

3 三条市地域自立支援協議会との協議

条例案の取りまとめに当たっては、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場である三条市地域自立支援協議会と協議を行い、意見等を反映しました。

開催日	内容
令和4年 6月 2日	タウンミーティングの結果と各事業所等の現状の共有
7月19日	現状の課題に対する考え方の整理
10月 5日	第2回検討会での検討結果を踏まえた協議
11月29日	第3回検討会での検討結果を踏まえた協議
12月13日	第3回検討会での検討結果を踏まえた最終協議

「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がいのある方が、様々な場面において障がいを理由に諦めることなく自分らしい 生き方を選択できるような環境を整えることを目的とした(仮称)障がい者の合理的配慮 条例の制定に向けた検討を行うため、「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検 討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。
 - (1) (仮称) 障がい者の合理的配慮条例の制定に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 幼児教育の関係者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 高齢者支援団体の関係者
 - (5) 医療機関の関係者
 - (6) 公共交通機関の関係者
 - (7) 市内企業の関係者
 - (8) 自治会長
 - (9) 民生委員
 - (10) 公募により選任された者
 - (11) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (意見の聴取等)
- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会委員名簿

	所属(団体名)	職名	氏名	備考
1	新潟医療福祉大学	教授	丸田 秋男	委員長
2	新潟県弁護士会	三条市権利擁護アドバイザー、 三条市地域自立支援協議会委員	中澤 泰二郎	
3	(同)オフィスMAZEK OZE	代表	佐藤絵美	
4	三条市私立幼稚園・ 認定こども園連盟	聖公会聖母子ども園園長	渡辺 龍子	
5	三条市私立保育園・ 認定こども園連盟	松葉幼稚園園長	藤波 法英	
6	三条市保育研究会所長部 会	月岡保育所長	小林 文香	
7	三条市小学校長会	三条市立大面小学校長	小越 智教	
8	三条市中学校長会	三条市立第四中学校長	吉田勇一	
9	新潟県高等学校長協会 三条·燕·加茂地区	新潟県立三条高等学校長	内田 卓利	
10	三条市介護支援専門員連 絡会	居宅介護支援センター うらだての里管理者	佐藤 拓	
11	三条市医師会	事務長	大平勲	
12	三条市公共交通協議会	三条市タクシー協会会長	西山 丈基	
13	アークランズ株式会社	管理本部総務部 総務・人事・給与 主任	小山 しおり	副委員長
14	株式会社マルト長谷川工 作所	執行役員	外山 英一	
15	三条市自治会長協議会	三条市自治会長協議会 栄地区連絡員	島影 正幸	
16	三条市民生委員児童委員 協議会	三条市民生委員児童委員協議会 副会長	田代 正	
17	一般公募		弥久保 茂	
18	一般公募		川村優子	
19	一般公募		大橋 清二	